

■目的

- 空き家住宅改修時の経済的支援を行う事により、真庭市への移住および定住を促進し子育て支援に資することを目的とする

■対象者

空き家を改修する利用者または購入者とし、空き家の売買契約又は賃貸借等契約※を締結した日から1年以内で次の各号いずれかに該当する方

- 購入又は賃貸借等した空き家に3年以上定住する方
- 次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。
- 3親等以内の所有者から空き家、土地を購入または貸借した方
- 空き家等の改修に際し、他の補助等を受けている方
- 納期の到来した本市の市税を滞納している方

●購入補助と併用可能

※対象外となる空き家があります。詳しくは制度概要をご確認ください。

■補助額（最大140万円）

- 補助対象経費 1 / 3 以内
補助金上限100万円
- （基本上限額 30万円
+ 申請者又は配偶者40歳未満 20万円
+ 10年以上の居住誓約 20万円
+ 移住者（10年以上居住のみ）30万円）
- 子育て加算 最大20万円：1人につき5万円
- 真庭産材活用加算最大20万円

移住者とは：3年以上市外に居住し、申請日に真庭市に転入してから3年を経過していない方または転入を予定している方

■対象経費

- 空き家の居住の用に供する部分の改修工事
- 倉庫等の用途に係るもの、屋外設備工事、家具・家電の購入は対象外

■注意事項

- 補助申請をする前に必ず事前相談を
- 契約・着工前に申請が必要
- 改修工事は市内業者のみ
- 予算がなくなり次第、受付終了します
- 最新情報は真庭市HPで確認を

■流れ

- ① 空き家改修計画及び見積もり
- ② 補助金の交付申請の提出（市へ）
- ③ 審査後、補助金交付決定通知書の送付（市から）
- ④ 工事契約及び着工
- ⑤ 工事完了、工事代金支払い
- ⑥ 補助金の実績報告書の提出（市へ）※事業年度の2月末まで
- ⑦ 審査後、補助金交付確定通知書の送付（市から）
- ⑧ 市への必要書類（領収書の写し、請求書等）の提出（市へ）
- ⑨ 補助金の支払い（市から）

